

# コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住所 〒860-0081 熊本県熊本市京町本丁8番28号
- 電話番号 096-351-8585
- FAX 096-351-8595



## 新しい希望の年に

昨年は東日本大震災、福島原発事故など大変な事態が日本を襲いました。これから立ち直るには今後どれだけの時間を、また資金を要するかわからない状態です。私たちの生活にも影響が大きく、また生活の仕方も変わらざるをえないと思われます。当事務所も今後生じるであろう様々な事態に対応できるよう研鑽を重ねる所存です。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

2012年1月  
コスモス法律事務所  
弁護士・事務局一同

どこに行ったのだろう？

東日本大災害で全校生徒の半数以上が亡くなった小学校。学校跡を呆然と眺める親子。

写真提供：北岡あや



# 書類は自分を守るもの

弁護士 塩田直司

トラブルに関しての相談を受けているときに、いつも感じていることですが、ここで契約書などの書類があつたらと思うことが何度もあります。

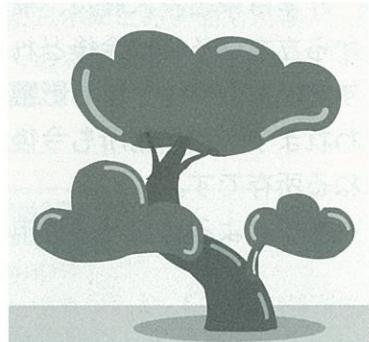
売買に関して、継続的に商品を供給し、売買代金を月末締め、翌月10日払いなどというような取引があるかと思います。このような取引では毎月毎月精算が行われているときには問題がないのですが、代金決済が次第に遅れてきてトラブルが発生します。継続的売買契約の書類がないと、場合によっては一つ一つの商品を特定し売買の存在を主張立証しなければならないことがあるかも知れません。最近申立をした仮差押の事案において、継続的売買契約の書類がないのでこここの売買を一つ一つ特定して主張立証することが必要ではないかと裁判所からいわれたことがあります。

請負契約の場合にはもっと問題が大きいと思います。工事の請負をする場合には、あらかじめ請負契約書を交わすことは一般的です。しかしながら、請負工事は、工事の途中で、工事の内容が変更されることはよくあります。また、工期が迫っているために、必要以上の人員の増加（当然費用の増加を伴う）を求められる場合もあります。ところが、工事変更契約が結ばれることは決して多くはありません。口頭による変更が多く、変更指示の書面などもない場合が多いのです。このような場合に、工事完成後に請負代金の支払いを求めたときに、請負代金を減額されたり、増加した費用の支払いを拒否されたりする事案を幾度とみてきました。その場合、裁判において、工事内容の変更の立証は、証人と膨大な資料によって行わざるをえず、大変な時間と労力を要します。変更工事をする前に契約書さえ作成されていれば、また契約書作成まで至らずとも、変更工事の内容が

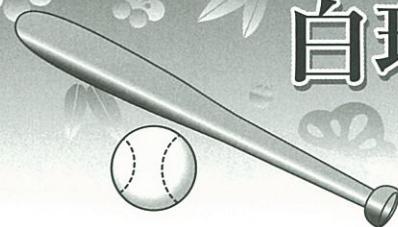
わかる指示書などの書面でもあればと思うことが何度もあります。

裁判において提出される証拠は、書証、人証（証人尋問や本人尋問）の順に信用されていると言つていいと思います。工事変更の際は、変更内容がわかる書類作成に心がけることが必要です。

裁判においては、契約書などの文書を処分証書と呼んでいて、意思表示やその他の法律行為が記載されている文書が最も信用性が高いもので、その文書が真性に作成されたもの、すなわち偽造等されたものでないことが明らかになれば、特別の事情がない限り、その文書に書かれている契約などの法律行為の存在が認定されることになります。ただ工事変更契約書などの処分証書作成が困難で、それがないときは、発注書や納品書など、いわゆる報告文書というもので証明することになりますが、報告文書というものは、その文書の内容等で証明する力の強弱がてきて、これだけで充分といえるものではありません。ですから可能な限り、たくさんの書類を残しておくようにすることが大切でしょう。



# 白球を追いかけて



弁護士 塩田直司



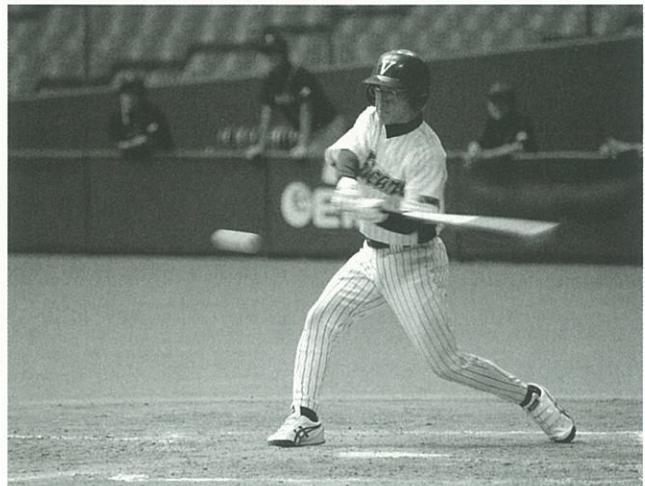
熊本県弁護士会にはボルケーノ熊本という軟式野球チームがあります。弁護士のやる野球だといって、お遊びだろうと思つてはいけません。技術はともかく野球にかける情熱は高校球児にも負けないといつても過言ではありません。

ボルケーノ熊本が所属している日本弁護士連合会野球連盟には、現在全国30チームが所属しています。そして連盟は各ブロックで予選を行い、勝ち抜いた8チームで決勝大会を行っています。ボルケーノ熊本は平成19年熊本決勝大会に初めて出場し3位、平成20年横浜決勝大会では準優勝、平成21年はブロック予選で敗退、平成22年名古屋決勝大会では1回戦敗退、平成23年新潟決勝大会ではベスト4となっています。

熊本県弁護士会に野球チームができたのは、昭和63年4月のことでした。チーム名は「熊本ローヤーズ」というありふれた名前でした。公式戦も2勝しかしたことがなく、次第に活動もなくなってきて、忘れられた存在になっていました。

平成13年にチームを再結成。ボルケーノ熊本の誕生でした。その後、しばらくの離脱の時間を経て、二人のコーチの指導を仰ぐようになり、チームは急速の力を付けるようになりました。その結果、先に述べたように全国大会に何度も出場できるようになったのです。

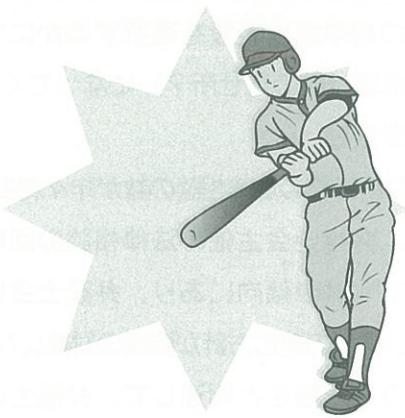
私たちは毎年2月のプロ野球のキャンプインとほぼ時期を同じくして、毎週土曜日午後4時間の練習を開始します。そして6月下旬頃から



土曜日の練習に加えて、毎週火曜日夜午後7時から10時までの夜間練習が始まるのです。

皆忙しい弁護士ですが、決勝大会出場に向けて一生懸命白球を追いかける姿は野球小僧そのものです。仕事も一生懸命、野球も一生懸命、野球部員は何事にも一生懸命取り組んでいます。

因みに私は平成22年からプレーイングマネージャーです。監督である以上、他の部員より練習しなければいけません。バッティングセンターのトウヤには昨年5月から12月（この文章を書いている時点）までで89本、通算では200本のホームランを達成するほど通っています。





# 「今年一年を振り返って」

弁護士 後藤 隆信

## 1. 仕事のこと

今年1年やってきた仕事の中で印象に残るものをお述べていきます。

### \* 事件の種類

保険会社の仕事をしているわけではないですが、最近は交通事故の受任が多いです。

被害に遭われた方の感情と、加害者・保険会社の対応の温度差があることを感じます。

### \* 医療事件

提訴から大分時間を要した事件が今年終結しました。専門事項の調査・打合等に時間・労力を割きました。弁護士はいろんな専門事項を知らないとやっていけません。

### \* 破産事件の減少（？）

総量規制により破産件数が増加すると思われましたが、逆に受任が減少しているように感じます。不況が長く続いているが、債務者の方々の実態はどうなっているのでしょうか？

### \* 弁護士会ADR

頻繁に広報されている紛争解決センターのあつせん手続を活用しました。事件の種類によっては提訴するよりも適切な解決手段になります。こうしたADRの種類は増えてきているようですが、これからはどの紛争解決手段を選択するかについて弁護士の判断事項（腕の見せ所？）になってくると思います。

### \* 営業活動

事務所外部の法律相談の数が年々減少しております。また、弁護士会主催の法律相談の回転率そのものについても減少傾向にあり、弁護士会において法律相談センターの運営方針が議論の対象になっております。

こうした動きと関連して、弁護士の営業活動の必要性について考えさせられる機会が多くなりました。

従前（新司法試験開始前）は、こうした活動をやらずとも仕事に困るケースは少なかったと思いますが、これからは死活問題になってくると思われます。熊本県弁護士会では営業をやっている方もやっている方も様々な状況ですが、これからは避けて通れない問題であることは疑いようありません。

### \* その他

九弁連大会シンポジウムが今年熊本で開催されました。微力ながら協力させていただきました。

## 2 ゴルフ

今年からはじめました。ラウンドでるとちょろぼかりです。ゴルフボールがぼてぼてに転がってばかりで、パットパットゴルフやっているみたいです。

## 3 飼い猫

2匹飼っていましたが、1匹が行方不明になりました。猫はどうしても交通事故に遭うことが多いみたいですが、どこに行ったのでしょうか？

## 4 スキューバダイビング

久しぶりにもぐりました。久しぶりなのでとても怖かったです。インストラクターが日本語を話せないケースは初めてでしたが、なんとかコミュニケーションをとってもぐりました。バラクーダで有名なポイントにもぐりましたが、生憎の悪天候のため、残念ながらバラクーダを見ることはできませんでした。

## 5 東日本大震災

被災地・被災者の方々の一日も早い復興を願うばかりです。





# 激動の一年を振り返って

弁護士 矢澤利典

## 1. 大震災がもたらしたもの ~結と絆~

昨年の東日本大震災は、単なる震災に止まらず、津波による被害、福島原発による放射能汚染などを併発しました。原発事故・多大なる放射能汚染の併発を考えると、日本における歴史上、最悪の事件であったように思います。

様々なメディアを通して伝えられる被害は日に日に大きくなつて行く中で、おそらく多くの方は、「自分も何か支援したい」と思いながら、どうすればいいのか、葛藤を経験しながらの9か月ではなかつたかと思います。私もその一人です。

ところで、熊本では秋に藤崎宮秋季例大祭（飾り馬の奉納）が行われます。私の高校の同窓会も毎年この祭りに参加していますが、昨年の私達のテーマは「結（ゆい）」でした。人々、同じ学年の横のつながり、先輩後輩の縦のつながりという意味があつたのですが、震災を受け、同窓会の枠を超えた人のつながりということも意識されていたと思います。

大震災は甚大な被害をもたらしましたが、一方で、ボランティア、義援金、節電をはじめ、人のため、日本を良くするため、という意識も日本人の中に強くなってきたように感じます。

折しも、先日、日本漢字能力検定協会から今年の世相を表す漢字として、「絆」という文字が発表されました。その理由として協会は、大規模な災害の経験から家族や仲間など身近でかけがえのない人の「絆」を改めて知ったこと、ワールドカップで優勝した「なでしこジャパン」のチームの「絆」に日本中が感動し勇気づけられたことなどを挙げています。

個人個人が尊重される世の中にはなってきましたが、人間が社会的動物である以上、そんな個人同士が結びつき、絆を深めてゆくことが非常に重要なことです。

昨年はそのことを強く意識させられた一年でしたし、今年からそのような意識が社会全体として強くなつてゆくことを望んでいます。

被害の収束にはまだ長い年月がかかりますが、一步一歩着実に回復してゆくことを願うとともに、私自身も自分にできる役割を見つけ、これを果たしてゆきたいと思っています。

## 2. ノーモア・ミナマタ訴訟

毎年コスモス便りで触れている「ノーモア・ミナマタ訴訟（水俣病訴訟）」が、平成23年3月25日、熊本地方裁判所で和解という形で解決に至りました。この報告が出来ることを嬉しく思います。

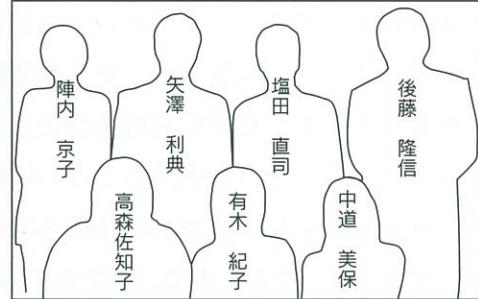
勝訴判決ではなく和解ですが、①原告の求めている一時金、医療費、療養手当を勝ち取つたことに加え、②行政の救済地域外からも救済者を出したこと、③昭和44年以降の出生者からも救済者を出したことなど、大きな成果を残しました。

もっとも、これは「訴訟」の解決であり、「水俣病」の解決ではありません。

救済を受けることなく被害に苦しんでいる方をどのように救済してゆくのか、また、被害地域でのもやい直し（人々の心の絆を取り戻すこと）をどのように進めてゆくのか、まだ解決すべき課題は残されているのです。



## 本年もどうぞよろしく お願い申し上げます。



### 事務員 有木 紀子

なんと、昨年10月からビールを断っています。高3と中3の子ども達が目標に向かって努力している姿を見ていて、私も『娘達をよろしくお願ひします』と神様にアピールしようかなあ、と。もちろん、ビールはダメでも焼酎はOKなんて全く意味不明の願掛けに頼るだけでなく、彼女達の心身の健康管理には全力投球?とりわけ栄養を考えた食事作りと落ち込んだ時の励まし係は私の重要任務です。出身校で人生が決まる訳ではないけれど、子どもの願いの前に親は他愛もないものですね。地震や経済破綻等々、暗い出来事が続きましたが、今年こそ、子ども達が少しで明るい将来を展望できる年になりますように。

### 事務員 中道 美保

昨年の震災以降、私も節電を心掛けるようになりました。電気はこまめに消す。エアコンは長時間使用しない。電気製品は使用後コンセントを抜く。小さなことですが、できることはやろうと思っています。  
防寒対策で、靴下を2枚重ねてはいたり、ひざ掛けを掛けたりしていますが、これからまだまだ寒くなります。湯たんぽを買いに行こうかな。

### 事務員 陣内 京子

部屋に花を飾ろうと、よく数種類あわせてブーケになっているものを、買っていました。お馴染みの花と一緒に入っている、葉っぱや枝、実のついた知らない植物達。名前を調べてみようと、花図鑑を買いました。まず、最初に調べたのは赤い枝。秋から冬にかけて落葉した後、枝が珊瑚のように赤くなることから、サンゴミズキというらしい。花言葉は洗練。花言葉が8つもある、ヤグルマギクの花言葉に幸福、信頼と並んで独身生活とあつたので?と思ったら、ドイツの国花で独身の人が襟元につける花だそう。花言葉って、誰がどんな風に付けたのか、別の興味も湧いてきてしまいました。

### 事務員 高森佐知子

「ぐるぐる~」と、沢山の単語や業務内容が頭の中を駆け巡っています。入社1ヶ月、今まさに混乱中です!!自分の出来る事を探し、丁寧に正確に頑張っていますが、自宅に帰るとグッタリ。そんな毎日を癒してくれるのは家で待ってる植物達です。ミニバラ、ポインセチア、コンシネ、今月仲間入りした金木犀とお多福南天等…。待っているのか、ただ置いてあるからそこに有るのかは気の持ちよう。大切な子供達にせつせと水をあげる毎日です。

## コスモス法律事務所

- 住所／〒860-0081 熊本県熊本市京町本丁8番28号
- 電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595
- 執務時間／月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- 電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時(但し、FAXは24時間受付)
- 備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。
- ホームページ <http://www.cosmos-law.com/>